

## 長安口ダム 環境モニタリング委員会

### 規約

#### (名 称)

第1条 本会は、「長安口ダム 環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という）と称する。

#### (目 的)

第2条 委員会は、長安口ダム改造事業による環境への影響検討結果に基づく環境保全措置及び環境配慮事項の具体的な手法に関して事業者へ指導・助言を行うことを目的とする。

#### (構 成)

第3条 委員会は、資料-3に掲げる委員により構成し、四国地方整備局那賀川河川事務所長が委嘱する。

2. 委員の任期は原則として2年とし、再任は妨げない。なお、任期満了が年度途中となる場合の任期満了日は、任期最終年度の3月31日とする。

#### (任 務)

第4条 委員会は、次の事項に関する指導・助言を行う。

- ① 長安口ダム改造事業による環境への影響検討結果に基づく環境保全措置の具体的な手法に関する事項
- ② 長安口ダム改造事業による環境への影響検討結果に基づく環境配慮事項の具体的な手法に関する事項
- ③ その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

#### (委員長)

第5条 委員会は、委員の互選により委員長を置くものとする。

#### (会 議)

第6条 委員会は、委員長の発議により開催する。

- 2. 委員長は、委員会の会務を掌理する。
- 3. 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所内に置く。

#### (雜 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

#### (付 則)

- 1. この規約は、平成23年3月9日より施行する。